

平成 30 年 6 月 18 日現在

機関番号：12604

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K20978

研究課題名(和文)イリノイ州とシカゴ市におけるマイノリティ児童のリテラシー教育に関する教授学的研究

研究課題名(英文)Pedagogical Research on Literacy Education for the Minorities in Illinois and Chicago

研究代表者

村山 拓(MURAYAMA, Taku)

東京学芸大学・教育学部・准教授

研究者番号：50609641

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文):本研究は、障害、貧困児童等を含むマイノリティ児童のリテラシー(広義の読み書き)能力の育成のために、米国イリノイ州とシカゴ市がどのような取り組みを進めているか、カリキュラム、教育内容の開発をどのように進めているかを検討したものである。知的障害や学習障害を持つ子どもや、貧困等により家庭の養育機能が十分とはいえない子ども、親の母語が英語(米語)以外の子どもなどにも、コミュニティでの社会生活を送ることが出来るような水準として、概ね初等教育を5年間受けた程度のリテラシー能力の育成を目指していることが明らかとなった。高等教育機関やNPOとも連携しながら、学校教育のプログラムを形成していることも確認した。

研究成果の概要(英文):This research focuses on the literacy education for the minority students, including the disabled children and the students in the families living in poverty in Illinois state and Chicago city in the United States. In concrete terms, this survey focuses on the efforts and curriculum development of Illinois and Chicago for learning and acquisition by the mentally disabled, the learning disabled, the colored, the students living in the needy families not having the nurturing function, the children with the parents of English learners as the second language, and so on. The projects and attacks have the goal for the students acquiring the functional literacy at the level of going on the social living in the community, and these efforts are dealing the literacy worth 5 years education in the primary education. In addition, IL and Chicago had have some collaboration with the higher educational institutes and NPOs for the upgrading their efforts and curriculum development.

研究分野：教育学、特別支援教育、教育方法学

キーワード：米国 リテラシー マイノリティ カリキュラム

1. 研究開始当初の背景

(1) 機能的リテラシーは、実生活において活用可能な水準の読み書き能力を指し、とりわけ機能的非識字 (functionally illiteracy) の対概念として用いられてきた。とりわけ、UNESCO の成人教育における識字教育において、これらの概念は用いられており、生活自立をうながす教育内容の核とされてきた (Hoffman & Goodman 2009 ほか)。しかし近年、初等・中等教育段階におけるカリキュラムや教授-学習過程に関する研究でもリテラシーを扱う研究が見られており、米国では NCLB 法との関連でリテラシー教育を再考するもの (Phelps, 2007) や、さらに障害児童生徒のリテラシー教育の内容や方法 (Cooper-Duffy, et al. 2010)、あるいは現代史的系譜 (Detrich, et al. 2013) を探るものなどが出てきている。

わが国における米国の特別ニーズ教育研究については、特殊教育や障害児学校の成立過程、障害児や文化的貧困児の教育権を保障するための制度設計が主たる課題となってきた。また、現在につながる実践の展開について、カリキュラムや学習単元の開発、教育方法や教材研究といった教育方法学的、教授学的なアプローチに基づく米国の 20 世紀後半以降についての研究は十分になされてきてはならず、機能的リテラシーのような分析視点を定めた教育内容や教育方法の研究によって、カリキュラムの内容と指導法の理論研究の深化が必要と考えられた。

(2) 本研究課題代表者 (村山) は、これまでにアメリカ全障害児教育法 (1975 年) 成立期の障害児教育の言説やカリキュラムの分析を行ってきた。その中で、特に障害児教育のプログラム開発の方向性を示した連邦政策や、教員養成システムの構築過程について、またインクルーシヴ教育におけるリテラシーの機能を国際比較において分析 (Murayama, 2013) するなどしてきた。

イリノイ州については、イリノイ大学特異児童研究所による、教科教育を中心とした特殊教育のカリキュラム開発の展開について明らかにしてきた。また、イリノイ州教育局のカリキュラム・プランおよびシカゴ学区によるカリキュラム・ガイドの教科構成と、生活機能 (Life Function) 領域と教科 (Academic) 領域の単元構成および指導の目的について分析を進めてきた。本研究課題において、それらのカリキュラムの内容および構成をより具体的に明らかとするとともに、同地区の教育実践の展開を教育方法学的に分析することが必要であると考えられた。

2. 研究の目的

(1) 本研究では、1960 年代を中心とした時期の米国の障害児、文化的貧困児を中心としたマイノリティ児童のためのカリキュラム開発において、機能的リテラシー

(functional literacy) の獲得のために教育内容・学習指導がどのように具体化されたのかを探究することによって、教育機会の制度的保障の展開等では明らかにされない、教育実践の系譜の特徴を明確にすることを主たる目的とした。障害児を中心とした教育的ニーズを持つ子どもの教育は、障害児等に教育機会が保障される制度的拡大のプロセスを通して理解されてきた側面が強いが、実生活で活用可能な読み書き能力とされる機能的リテラシーに注目する本研究は、障害児やマイノリティ教育のカリキュラム研究に貢献することが出来ると考えた。

(2) イリノイ州教育局におけるイリノイ・プランやシカゴ市公立学校区のシカゴ・ガイドによる指導領域と学習単元の構成と内容、各指導領域の教育目的、指導上の特徴を明らかにすることをねらいとした。特にイリノイ・プランは、生活機能領域と教科領域の二部構成となっている上、複数の領域、教科で同一の学習項目が提示されている。それらの項目、内容を析出することによって、領域横断的な指導内容を具体的に提示することが可能となり、その具体的探究を目的とした。

3. 研究の方法

(1) アメリカ国内でのカリキュラム開発史の研究と、イリノイ州、シカゴ市の教育動向についての研究のレビューと批判的検討を行った上で、イリノイ州、シカゴ市のカリキュラムの収集及び事例検討を行った。具体的には、イリノイ・プランやシカゴ・ガイドについて、その内容の分析を行った。イリノイ・プランについては、教科領域と生活機能領域の二部構成をとっているものの、具体的な学習項目には重複や相互参照が見られることから、学習項目の反復や重複に注目しながら、学習単元の内容、構成、目的の全体像を検討した。また、シカゴ・ガイドについては、学習単元と、同ガイドで推奨される教材や教師の活動とを参照しながら、内容、指導形態の検討を行った。

(2) イリノイ州およびシカゴ市でのカリキュラム事例の検討を行うため、シカゴ市、スプリングフィールド市等での資料調査、資料収集を行った。シカゴ市内の各図書館 (総合、社会科学図書館) および、イリノイ大学シカゴ校図書館、イリノイ大学図書館 (スプリングフィールド市)、イリノイ州立図書館およびシカゴ市ハロルド・ワシントン図書館 (シカゴ市立中央図書館に相当) にて行った。イリノイ・プランおよびシカゴ・ガイドの 1960 年代の発行分を入手すると同時に、関連する特殊教育、特別支援教育関連の資料、記事や両カリキュラム・ガイドの制定にかかわった専門家の著作、論稿等を収集した。

収集した資料については、イリノイ州とシカゴ市のカリキュラム・ガイドの言語領域や

言語、読みのカリキュラムにおける学習単元、教材の内容構成、学習形態等を確認し、それぞれについて、どのような指導法が推奨されているのか、学習課題の難易度や、学習者の課題はどのような水準に設定されているのか、教師の活動として、どのような教授行為が示されているのかを調べ、授業実践で求められる教授-学習活動の内容を明らかにすべく、言説分析や社会的リテラシー概念を援用しながら、検討を行った。

4. 研究成果

(1) マイノリティ児童に対する読み書き能力の教育の1960年代後半における事情の解明に向けた作業の中で、学習に遅れのある子どものための読みの指導をめぐる取り組みに焦点を当てて検討を進めた。まず、読みの遅れる児童の学習プログラムの事例として、ピーボディ-シカゴ-デトロイト・リーディング・プロジェクトに注目した。シカゴ市を含む三つの都市圏で実験的に導入されたプロジェクトは、ホール・ラングエージ・アプローチとしての性格と、言語経験に沿った指導としての性格を追究したもとして評価されている。英語の発音と表記を近づけた独自のシンボルである初期指導用アルファベット(ITA)を用いた学習指導を行っていたことなどを確認した。ITA自体は必ずしも知的障害(当時でいう精神遅滞)児のみを対象とした教材・指導法として開発されたものではなく、初等教育の初期の段階で用いられる指導方法の一つであった。しかしそれが知的障害児や文化的不遇児といった学習遅滞を見せる児童の指導法として注目され、比較的規模の大きな実験的試みとして展開されたことには注目すべきものがある。

次に、米国におけるITAの実践の特徴を探るために、ダウニングのオハニアン批判に注目した。前者は英国におけるITAの考案者、後者はITAの米国への導入に貢献した人物である。ダウニングはオハニアンへの批判を通して、米国におけるITAの実践や理論について、固定化された初期読本による指導そのものがITAであるかのように示され、その実践が普及していること、第一学年までで、ITAから伝統的な正字法・正書法へ移行すべきであるとするなど、その指導方法の定式化、固定化を問題視した。この論争で、ダウニングは米英両国の指導の違いを次のように説明している。つまり、米国はカリキュラム中心、英国は子ども中心の教授法ということである。このことは、米国におけるITAを通じた学習指導の特徴、ひいては言語指導の特徴を探る上で重要な手がかりとなりうるものである。雑誌論文が以上の内容に相当する。

(2) 米国における特別ニーズ教育の展開の中で、インクルーシブ教育が重視されるようになって久しいが、インクルーシブな学習環境において、リテラシーや言語が参加の促進

要因になり得る一方で、孤立化の事象、事例も見られ、リテラシーの未獲得や、障害等のニーズのある子どもが教師や周囲児とリテラシーを共有できない構造が、学習への参加を阻害する要因ともなり得ることを確認することが出来た。リテラシー概念に注目し、障害を持つ児童生徒の教室での学習参加の障壁となる可能性について米国のディスアビリティ・スタディーズの言説等を用いながら明らかにした。雑誌論文、学会発表がそれに相当する。

(3) 障害児、貧困児童等のマイノリティ児童に必要な、有用な機能的リテラシーの内容を検討し、ヘルス・リテラシーがその一つとして重要であることを確認した。障害児、疾患児が自らの障害、疾病について把握するだけでなく、子どもがその理解の程度に応じて、自らの健康管理、健康維持、必要に応じた医療等の利用等を行うのに必要な言語能力としてのヘルス・リテラシーが、米国の学校教育においてどのように指導されているかを検討した。

イリノイ州の学習カリキュラムにおいては、健康に関する領域と安全に関する領域が相互に関連させながら学習課題として組織されており、日常の家庭生活、学校生活から、地域社会での生活、職業場面等の広範な社会生活や公共性、市民性に関する内容まで、学年にあわせて学習内容が配列されている。それと同時に初等中等教育段階の各学年で期待される知識理解、行動水準の到達度を示すことによって、学習の定着が図られていることも併せて確認した。雑誌論文、⑤、学会発表がそれに相当する。

(4) マイノリティ児童のリテラシー教育における、教師の役割・機能に注目し、読みの障害に関連した特別教育(special education)の教師の専門性をめぐる、米国での言説の展開を明らかにするため、1970年前後の特別教育の議論の類型に注目した検討を行った。

イリノイ州では、1958年策定のカリキュラム・ガイドをもとにして州内で4つの実験学級が指定され、知的障害児に対する教育の実践が州主導で進められた。また、カリキュラム・ガイドの策定は、州教育局、イリノイ大学による協同により進められた。

特別教育領域において、全米で最大規模の職能団体の一つである障害児協議会(Council for Exceptional Children: CEC)は、特別教育教師や関連する支援職員の専門職基準とガイドラインを1974年に策定し、提案している。これは1966年にCECから出された基準の改訂にあたるものであるが、基準にも変化がみられる。読み障害や読みの能力の低さを含む、特別な教育的ニーズに関する指導や授業に関する課題や批判の論点は、例えば「6時間の精神遅滞児」のような、障

害の概念の拡大とも関連したものとして注目することができる。特に、文化的不遇児のように、読みの障害に関するニーズの課題と、それに応答すべき学校の責任の議論に注目すべきであることも確認した。文化的不遇、貧困、経済的リスクを含む特別教育の拡張が課題となっており、「教室談話」の困難を含む読みの障害を持つ生徒の教室での学習に関して必須の論点として、この問題がかなり前から検討され続けてきていることが明らかになった。

1970年代は全米で障害児のメインストリーミングの議論が活発化する時期と位置付けられており、イリノイ州もその例外ではないが、知的障害児や精神疾患児の分離教育が維持され、また州教育局や関連する論者によるレポートでも分離教育が支持されてきた。このことと、特別教育の教員の急増(1950年~74年で600%増加)は無関係ではなく、特別教育の拡張と、その対象者に適切なカリキュラムを開発、普及することが重要な課題であったことが確認できた。雑誌論文④、学会発表⑤が以上の内容に相当する。

(5)リテラシー教育の重点領域の一つとして長く位置付けられてきた学習障害概念をめぐる議論の展開と、特別教育サービス拡充との関連を検討するため、読み学習(reading)に大きな遅れのある子どもについての言説に注目した検討を行った。

具体的には、読み学習に大きな遅れのある子どもの問題を取り扱った、全米障害児諮問委員会(National Advisory Committee on Handicapped Children)の1968年、69年の年次報告書と、1969年LD児法上院法案審議における公聴会記録をもとに、LD概念の提唱からLD児法制定までの議論の経過を検討した。その結果、マイノリティ集団の子どもたちと、そのような子どもの教育の専門家が、知的障害と情緒障害の特殊学級に配置されやすくなっていることが指摘され、それまでの教育の欠陥を補填する上でも、補償教育と治療教育が必要であることが強調されていたこと、文化的不遇児を、知的障害児や情緒障害児の特殊学級に入れる代わりに、適切な補償教育を開発することが提唱されたこと、LDや類似概念は各州で多様に定義されており、全米諮問委員会はLD児を特別教育のサービスと連動した形で、その定義を試みていたことなどを確認した。これらの定義は、1975年の全障害児教育法などで若干の修正を経ながらも、基本的な特徴は今日まで残しており、読み学習に遅れのある児童に対する治療的学習活動の必要性が引き続き議論されていることもあわせて確認した。学会発表④が以上の内容に相当する。

(6)上記(5)で検討した学習障害や読み学習の遅れた子どもについて、その定義が多様であることから、心理検査等による判別機

能の特徴を探ることが必要と考え、イリノイ州で広く用いられたイリノイ心理言語能力検査(ITPA: Illinois Test of Psycholinguistic Abilities)の活用をめぐる議論を検討した。ITPAは障害児等の分類を目的とした検査法に対する不満から開発がすすめられたとされ、読む、書く、綴る、計算するといった学習や、思考する、聴く、話す、認知するといった心理過程の欠陥や遅れを特定する役割を期待された。これによって、読み学習の遅れている子どもの誤判別(IQスコアの低さから、特別学級に措置される等)の減少や、集中的治療教育が可能であるとされた。また、米国におけるITPAの活用は、障害児のみならず、スペイン系移民など、言語的マイノリティに対しても広く活用されていることも明らかとなり、本研究課題において適切な事例であることも確認できた。あわせて、ITPAの米国における活用は、1960年代後半~80年ころと、2010年代に入ってから二つのピークがあると推測され、その間の経緯については今後の課題であるが、ITPAの活用の系譜は、イリノイ州を中心とした地域でのマイノリティ児童の読み学習に重要な機能を果たしていることも明らかとなった。また州内の学校ではITPAのテストバッテリーを活用した学習教材が開発、活用されていることも確認した。以上の内容が学会発表、に相当する。

(7)言語的マイノリティ児童に対するイリノイ州、シカゴ市での学習内容、学習形態を検討するため、上記(6)における二つの時期の代表的な学習・指導法に注目して検討を行った。

前者については、1970年代後半のシカゴ市公立学校において、読み(reading)の指導に完全習得学習(Mastery Learning、以下MLとする)を導入した経緯と展開を探った。MLを通じた読みの指導の全体像を探るだけでなく、読みの水準が生活年齢による学年より2学年以上遅れた子どもに対する治療(remediation)や治療教育(remedial activities)に注目して、読みに大きな教育的ニーズを持つ子どもに対する指導の特徴とその制約等が明らかとなった。シカゴ市公立学校ではMLの導入について二つの特徴を持っていた。第一に、読みの指導領域を中心にMLを導入したことである。第二に、学校区全域で導入したことである。読みのスキルが著しく低い子どもを通常学級の中で援助する萌芽を持っていたものの、高校進学に関する政策による大量の補習者や、高校進学者の読みのスキルの低さなどが批判の対象となっていたこととも関連していた。以上が雑誌論文に相当する。

後者については、根拠に基づく(evidence-based)実践の一つとして近年注目されている「教育的介入に対する反応(Response to Intervention、以下RTIとす

る)」モデルに注目した。米国において従来から LD 児の判定に導入、実施されてきた基盤は ディスクレパンシー・モデル (discrepancy model) であるが、知能指数にもとづく子どもの発達の水準と、実際の学力達成の水準にずれがあること、知的障害とは異なるカテゴリーとして学習障害が位置付けられること、その中にマイノリティの子どもが多数を占めていたことなどにより、RTI モデルが導入されたことを確認した。文化的、言語学的に多様性をもつ子どもの学習様式、行動様式、文化的知識、経験といった背景を踏まえることが重要であるとされ、指導実践上、主に二つの意味で重要であることが明らかとなった。第一に、文化的、言語学的に多様な子どもが英語 (米語) リテラシーを習得するにあたり、根拠にもとづいた (evidence-based) 実践を提供することである。それによって、家庭環境や学習期間の不十分さにより英語 (米語) の習得が十分でない子どもが、「決定的な失敗 (significant failure)」を経験する前に、学業不振 (underachievement) に対応したり、学習を支援することが可能になる。第二に、文化的、言語学的に多様な子どもの中でも、特別教育のサービスを受けることが適切と考えられる子どもと、そうでない子どもとを判別することができるということである。RTI が読み書き能力の評価と指導を中心に展開してきたことにより、LD 児が通常学級でカリキュラムにアクセスすることが可能となるのかの条件を検討するうえでも示唆をもたらすことを確認した。以上が雑誌論文 に相当する。

引用文献

Cooper-Duffy, K. et al. (2010) "Teaching Literacy to Students with Significant Cognitive Disabilities", Teaching Exceptional Children, Vol.42, No.3 pp.30-39

Detrich, R. et al. (2013) "A Decade of Evidence-Based Education: Where Are We and Where Do We Need to Go?", Journal of Positive Behavior Interventions, Vol.15, No.4 pp.214-220

Hoffman, James V. & Goodman, Yetta M. (2009) "Changing Literacies for Changing Times: An Historical Perspective on the Future of Reading Research, Public Policy, and Classroom Practices", Routledge.

Murayama, T. (2013) "Inclusion and Literacy: Literacy-related dilemma in the classroom in Japan", Journal of Teikyo Heisei University, Vol.24, No.1, pp.185-192

Phelps, R. P. (2007) "The anti-testing fallacies" American Psychological Association.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計7件)

村山 拓, 1970年代シカゴにおける読み指導へのマスタリー・ラーニングの導入 読みのスキルの低い子どもへの治療的学習活動、特殊教育学研究、査読有、印刷中

Taku Murayama, Meeting the Psychological and Physiological Needs of the Students with Cancer in the United States: Policy and Practice in the Schools., International Journal of Business and Management, 査読有, Vol.1, No.2, 2018, 151-157
DOI: 10.26666/rmp.ijbm.2017.2.23

村山 拓, RTI (教育的介入に対する反応) モデルの可能性と課題 通常学級で学ぶ学習障害児の支援をめぐる議論の検討、教職研究、査読無、第29巻、2017、81-91
DOI: 10.14992/00014777

村山 拓, 米国における特別教育領域の教師の専門性をめぐる検討 1970年前後に議論された「読みの問題」と「特別教育の役割の変化」に注目して、東京学芸大学紀要総合教育科学系、査読無、第68巻、2017、135-143
<https://ir.u-gakugei.ac.jp/handle/2309/146975>

Taku Murayama, Key Issues of Health Literacy: A Literature Review, The Journal of East Asian Educational Research, 査読有, Vol.2, 2016, 83-91

Taku Murayama, Literacy and Curriculum in the United States: A Comparative Study, International Journal of Educational Science and Research, 査読有, Vol.6, No.1, 2016, 13-20

村山 拓, 1960年代米国における初期指導用アルファベットを通じた読みの指導の展開: PCDプロジェクトとダウニングによるアメリカ ITA への批判に注目して、SNE ジャーナル、査読有、第21巻、2015、98-118

[学会発表](計9件)

村山 拓, 米国におけるヘルス・リテラシー教育の特徴と課題 イリノイ州、シカゴ市の取り組みに注目して、日本国際教養学会第7回全国大会、2018

東京学芸大学・教育学部・准教授
研究者番号：50609641

Taku Murayama, Meeting the Educational Needs of the Students with Cancer in the United States. Policy and Practice in the Schools, International Conference on Humanities and Social Sciences 2017, 2017

(2)研究分担者
該当なし

村山 拓、米国における ITPA の活用をめぐる言説の検討 1960年代・70年代の言語欠陥をめぐる議論との関連、日本特別ニーズ教育学会第23回大会、2017

(3)連携研究者
該当なし

村山 拓、米国における学習障害概念の導入に関する検討 1960～70年代の判別と定義をめぐる言説、日本教育学会第76回大会、2017

(4)研究協力者
該当なし

村山 拓、米国イリノイ州における精神遅滞・精神疾患への教育的対応 1960～70年代の特別教育 (Special Education) への措置、日本教育経営学会第57回大会、2017

村山 拓、米国における機能的非識字と読みの指導 1960年代の読み障害をめぐる議論と対応を中心に、日本特別ニーズ教育学会第22回大会、2017

Taku Murayama, Mental Retardation and Abnormal Psychology in the De-institutionalization Era: A discourse analysis of Special Education Plans in the Illinois, The 31st International Congress of Psychology, 2017

村山 拓、非定型発達児にとっての学校知識のありよう 身体観に関する議論を参照して、日英教育研究会2015年度フォーラム、2015

Taku Murayama, Literacy and Curriculum in the United States: A Comparative Study, International Conference of Education and Psychology 2015, 2015

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

村山 拓 (MURAYAMA, Taku)